

TOSHIN STUDY^{New65}

東神油槽船株式会社 平成27年8月31日 安全管理室

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【9月は船員労働安全月間です】

毎年9月には船員労働安全月間として労働災害防止の普及・啓蒙活動が実施されています。今年もそれに併せ「危険性有害調査」を実施しますが、今回はそれに関連する内容です。

危険性有害性調査（リスクアセスメント）は乗組員の怪我等の事故の発生を防止するため、常日頃から行っている作業手順や船の設備等を再確認し、抽出された問題点に対する安全対策を検討し、不足している対策を新たに実施することで事故防止を行うものです。

そのためには、自分が過去にヒヤリとした作業について、自分のミスだと勝手に思い込んで、心の中にしまい込むのではなく、調査する段階で意見として話してください。他の乗組員も同じような経験・思いをしていることもあります。結果として、それら提案のひとつひとつの積み重ねが労働災害を防止することにつながっていきます。

この活動で大切なことは、

- ① トップダウンとして行う（上からの指示により会社の方針に従った対策を受動的に行う）ものではなく、自分たちの労働環境を自分たちで改善するためにボトムアップとして行う（乗組員主体でその安全対策を積極的に行う）という意識を持って行う
- ② 長年同じ船で仕事していると、「船での作業は常にリスクがつきものなのだから、こんな些細なことで（又はこんな場所で）ケガをするのは自己の不注意だ」という考えに陥りやすいが、初乗船者でも怪我等をしないような判りやすい安全対策を実施する（そういう意味では、初乗船者のほうが問題点を見つけやすい）

ことです。

【具体的な検討例（その1）】

例えば通行帯付近にある突起物です。平日の昼間の平穏な海域であれば、接触することもない突起物であっても、

- ① 通常なら接触することはない場所にあるが、時化による動揺でよろめいた
- ② 夜間で判りにくかった
- ③ 何らかの理由で注意力が欠けていて、そこに突起物の存在を忘れてしまった
- ④ 乗船して間もないため突起物の存在を知らなかった

等の理由により接触してケガをすることがあります。そのような危険性がある個所を幅広く探し出して、目立つ塗装を行ったり、反射テープを貼り付けて視認性を高めるという安全対策を個別に検討してください。また、突起物の場所や形状によっては、使用しない場合にはカバーをすることで更なる安全対策をとれる場合があります。

【具体的な検討例（その2）】

先日、某製油所にかがった時、陸上側の担当者が棧橋に設置されているハシゴにテープの貼り付けを行っていましたが、事情を尋ねたところ、職員がハシゴを使用している最中に足を滑らせて落下したため、再発防止対策として実施しているとのことでした。船にもハシゴやステップ等が設置されています。船の上で発生する可能性のある状況、例えば

- ① 夜間等に止むを得ず昇降する
- ② 雨上がり等の状況で昇降する
- ③ 片手に荷物を持って昇降する（実際にはしていないと思います）

等の状況において

- ① 足を滑らす
- ② 足を滑らした際に転落する

等が生じる可能性がある場合について検討し、そのうえでそれら事故を防止するための具体的安全対策（ステップの視認性を高める必要性の有無や、滑り止め対策等）について検討し、その結果と現状の体制を照らし合わせ、必要な追加対策について報告してください。

【編集後記】

以前爆発的に感染したノロウイルスについては記憶に残っていると思いますが、先日のNHKニュースで、「従来のノロウイルスとは違い免疫に耐性のあるノロウイルスが最近世界各地で確認されている」との報道がありました。現在、厚生省や国立感染研究所のホームページには関連する記事がありませんので詳細は不明ですが、引き続き手洗い等の各種感染症の予防対策をお願いいたします。また、11月頃から牡蠣のシーズンになりますが、乗船中については生牡蠣を絶対に食べないでください。

(完)